

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 4 年 9 月 6 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 6 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第 69 号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 70 号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 71 号 動産の買入れについて
- 日程第 8 議案第 72 号 建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第 9 議案第 73 号 訴えの提起について
- 日程第 10 議案第 74 号 訴えの提起について
- 日程第 11 議案第 75 号 訴えの提起について
- 日程第 12 議案第 76 号 訴えの提起について
- 日程第 13 議案第 77 号 訴えの提起について
- 日程第 14 議案第 78 号 訴えの提起について
- 日程第 15 議案第 79 号 関ヶ原町議会議員及び関ヶ原町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 80 号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 17 議案第 81 号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 18 議案第 82 号 令和 4 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更
について
- 日程第 19 議案第 83 号 令和 4 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更につい
て
- 日程第 20 議案第 84 号 令和 4 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 議案第 85 号 令和 4 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
2 号）
- 日程第 22 議案第 86 号 令和 4 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第
2 号）
- 日程第 23 議案第 87 号 令和 4 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 88 号 令和 4 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第25 議案第89号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第90号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第91号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第28 報告第7号 令和3年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第29 議案第92号 令和3年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第93号 令和3年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第94号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第95号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第96号 令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第97号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 議案第98号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 議案第99号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 議案第100号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について
- 日程第38 請願第1号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	藤 田 栄 博 君
教 育 長	中 川 敏 之 君	総 務 課 長	澤 頭 義 幸 君
企画政策課長	高 木 久之郎 君	地域振興課長	難 波 真 哉 君
会計管理者 兼 税 務 課 長	福 安 健 司 君	住 民 課 長	西 村 克 郎 君
産業建設課長	兒 玉 勝 宏 君	水道環境課長心得	坂 東 崇 君
診療所事務局長 兼医療保健課長	徳 永 英 俊 君	介護事業課長	吉 森 明 博 君
教 育 課 長	山 田 勝 君	西 消 防 署 長	西 村 清 志 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	関 東 正 晃	書 記	高 木 聖 敏
書 記	小 寺 由 香		

開会・開議の宣告

○議長（子安健司君） ただいまから令和 4 年第 4 回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8 番 吉田仁君、1 番 高木博之君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（子安健司君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 9 月21日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月21日までの16日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（子安健司君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和 4 年 5 月分から 7 月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 報告第 6 号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第 4、報告第 6 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第 6 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

去る令和 4 年 2 月24日、関ヶ原町玉地内において、交通パトロール中の公用車が相手方の車両に接触し、破損させる事案が発生いたしました。このたび示談が成立し、額が決定いたしま

したことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年6月22日付で専決処分を行いましたので、議会に報告するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第6号の報告を終わります。

日程第5 議案第69号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第5、議案第69号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで中川教育長本人の申出によりまして、退席をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

〔教育長 中川敏之君退場〕

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第69号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについて。

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。令和4年9月6日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、岐阜県不破郡垂井町表佐4658番地の2。氏名、中川敏之。生年月日、昭和28年6月5日。

○議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第69号について御説明申し上げます。

本町の教育長である中川敏之氏の任期が本年9月30日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

〔教育長 中川敏之君入場〕

中川教育長に申し上げます。関ヶ原町教育長への任命が同意されました。

それでは、ここで中川教育長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長（中川敏之君） おはようございます。

同意いただきありがとうございます。ドキドキしながら待っていましたけれども、ここ数年を振り返ってみますと、コロナ禍を中心として、その要因があつて随分教育活動が変わりました。学校教育も社会教育も変わりつつあります。特に学校教育でいいますと、授業が随分変化して以前のような授業ではありません。

そういう中で、関ヶ原町は教員の指導力を何とかつけて、そして児童・生徒に学力をつけていきたいという信念の下に取り組んできておりましたが、先日4月に全国学調という全国学力・学習状況調査を行いました。結果は児童・生徒ともに小6と中3でしたけれども、県平均、そして全国平均を上回る結果でしたので安堵しているところでございます。

今後ですけれども、さらに教員の指導力をつけながら児童・生徒の学力を高めていきたいと思っておりますし、社会教育でいいますと、コロナ禍でコロナと闘いながら、何とか講座を充実させて、そして社会教育を盛り上げていきたいなあということを思っております。

議員の皆様には今後とも御指導いただき、さらに高まっていくようによろしく願いしたいと思います。今後よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ありがとうございます。

日程第6 議案第70号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第6、議案第70号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第70号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本町の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。令和4年9月6日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、岐阜県不破郡関ヶ原町大字今須2367番地。氏名、三和正英。生年月日、昭和33年7月12日。

○議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第70号について御説明申し上げます。

現在、教育委員会委員である三和正英氏において、本年9月30日の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、議会に同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第71号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第7、議案第71号 動産の買入れについてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第71号 動産の買入れについて。

次のとおり動産を買い入れるものとする。令和4年9月6日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 買入れ物件、総合健診システム。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約金額、698万5,000円。

4. 契約の相手方、岐阜県大垣市小野四丁目35番地の12、タック株式会社、代表取締役 高橋繁樹。

○議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第71号について御説明申し上げます。

関ヶ原診療所において、健診業務システム更新のため総合健診システムの購入につきまして、去る令和4年8月23日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。その結果、タック株式会社が落札いたしましたので、同社と契約の締結をいたしたく、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、診療所事務局長兼医療保健課長から説明いたします。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） それでは、議案第71号 動産の買入れについて御説明申し上げます。

議案資料により御説明させていただきます。

まず資料の2ページをお願いいたします。

総合健診システムの導入につきまして、令和4年8月23日に指名競争入札により入札を執行し、その結果タック株式会社が落札業者となりましたので、議案資料1ページのとおり、岐阜県大垣市小野四丁目35番地の12、タック株式会社との間で契約金額698万5,000円の物品購入仮契約書を締結しております。

今回の総合健診システムの購入につきましては、条例第6号関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の動産の買入れとなるため、本議会において提出させていただいたところでございます。

現在使用しております総合健診システムは、平成20年6月から使用し、既に耐用年数を大幅に経過していることもあり、またハードウェア等の環境の変成に伴い、同システムの保守サポートが9月末をもって終了することから、今年度において更新を進めさせていただいているところでございます。

今後とも特定健診や既往健診の委託実施医療機関として、滞りなく健診業務を実施してまいりますので、何とぞ御理解賜りまして、本件について御審議賜りますようよろしくお願いいた

します。

以上、私からの説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第8、議案第72号 建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第72号 建設工事委託に関する協定の締結について。

次のとおり建設工事委託に関する協定を締結する。令和4年9月6日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 協定の目的、公共下水道根幹的施設の建設工事。
2. 工事箇所、関ヶ原町大字関ヶ原字皆田2818番地の1。
3. 協定金額、2億3,000万円。
4. 協定の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団、理事長 森岡泰裕。

○議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第72号について御説明申し上げます。

ストックマネジメント事業計画に基づき、公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関し協定を締結いたしたく、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 失礼します。

議案第72号 建設工事委託に関する協定の締結について御説明申し上げます。

令和2年度策定の関ヶ原町下水道ストックマネジメント計画に基づき、関ヶ原浄化センターの機械設備及び電気設備の更新工事を令和4年度から令和5年度までの2か年におきまして実施いたしたく、日本下水道事業団との間において建設工事委託に関する協定を締結するものでございます。

協定の金額につきましては、2億3,000万円でございます。年度ごとの施工内容と金額につきましては、令和4年度が更新機器の設計・製図と機器製作で6,500万円、令和5年度が機器製作、据付工事で1億6,500万円となっております。

議案資料の3ページから6ページをお願いいたします。

議案資料の3ページから6ページですが、ここは建設工事委託に関する協定の内容となっております。こちらは令和4年6月27日付によりまして、日本下水道事業団との間に仮協定の締結をしております。

完成期限につきましては、第6条に令和6年3月29日とし、令和4年度事業費に係るものにつきましては、令和5年3月31日と規定してございます。

また、建設工事に要する費用、年度ごとの事業区分については第7条に規定してございます。

協定の成立事項につきましては、第16条に規定をしており、関ヶ原町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づく関ヶ原町議会の議決を経るまでは仮協定とし、議決を経て本協定として成立する旨を規定してございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第73号から日程第14 議案第78号までについて（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第9、議案第73号 訴えの提起についてから日程第14、議案第78号 訴えの提起についてまでを一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第73号から議案第78号までの訴えの提起につきましては、関連がございますので一括御説明申し上げます。

町営住宅において、滞納家賃の請求及び明渡し請求につき訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるため、それぞれ本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第73号から第78号、訴えの提起についての詳細説明を申し上げます。

この訴えは、町営住宅に大量に家財道具を残したまま、実際には居住実態がない6名に対して、滞納町営住宅家賃の請求及び町営住宅明渡しを求め、岐阜地方裁判所大垣支部に訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案の1としまして、被告となる相手方の住所、氏名でございますが、こちらは議案書に記載のとおりとなります。

議案第73号から78号までに記載の合計6名に対して、今回提訴をさせていただくものでございます。

なお、予算編成時におきましては3名にて計上しておりましたが、弁護士からの指導、アドバイスを受け、提訴が必要と考えられる6名を今年度一括で訴えるものでございます。なお、成功報酬につきましては、そういうこともございまして時期を見まして補正予算にて対応させていただく予定でございます。よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

2としまして、管轄の裁判所で、岐阜地方裁判所大垣支部となります。これ以降の内容につきましては、議案第73号から第78号まで全て同一の内容でございます。

3としまして、請求の趣旨ですが、(1)は相手方が入居している町営住宅の明渡しと、明渡しの期限の翌日から明渡しに至るまでの家賃等の損害金の支払いを求めるもので、(2)として

滞納家賃の支払いを求めるもの、(3)として訴訟費用の負担を求めるものでございます。

4としまして、訴訟遂行の方針は、(1)は弁護士を訴訟代理人として定めるもので、2が第1審判決の結果、必要がある場合は上訴するものとし、相手方が上訴した場合または反訴した場合は応訴する。第2審の判決の場合も同様とするというものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより議案第73号 訴えの提起についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 質問がちょっと自分でも分からないんですけど、訴えて、ずうっとこれは訴えていくんですよ。最終例えば決着がつかないというか上訴してまた二審、ずうっとまた二審のときも多分議会にかけないかんと思うんですけど、そうやっておってずうっと続くということで、決着つかないということになった場合はどうされるんですか。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 裁判は、基本的には三審制度ということになっております。一応ここにありますように、第一審として岐阜地方裁判所の大垣支部ということになります。

その後上級審がもし相手方が反訴、またこちらが判決に不服の場合、上訴するということになりますが、最高でも三審までということになりますので、そういった場合には時間はかかるかもしれませんが、いずれは決着は出されるだろうというふうに思っております。もうそれが最終的な決着が出たときには、多少不満であってもそれには従わざるを得ないというふうに今のところ判断しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 1点質問したいんですけども、先ほどの課長の説明の中に、取りあえず6人というようなことがあったと思うんですが、まだほかに6人以外にお見えになるのか、対象者としてはということと、それからこの間私財、家財道具を町営住宅に置いたまま居住の実態がないということで、当然町としては本人に対して何らかの形で請求はされていると思うんですが、それは何年間ぐらい請求行為というのをやられたのか。その結果がちが明かないから裁判ということになったと思うんです。だから、裁判そのものは理解するんですが、どのようなこの努力というか、本人に対してされたのかということを、裁判がありますから話ができないことがあるかもしれませんが、答えられる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

今回3名から6名にいたしましたといいますのは、6名で一応は提起が必要な対象者というのはこれで終わるということで、もともと2か年ということを知っておりましたが、3人ずつというようなことで、それを2か年を待つことによって当該、訴訟される方についてももちろん費用も増えてきますし、そういったこと、これから事務的なことについてもかなりこれは結構煩雑なんですね。それを2か年にわたってやるより、やはり単年度でやってしまったほうが事務的な効率もいいんじゃないかというようなこともございまして、今回一括で考えられる6人を提訴させていただくということになったものでございます。

それから、居住者に対する今までの対応、それはずっとなんですけれど、これは。御存じの議員さんらもいらっしゃるかもしれませんが、実際はできておりません。というのは居住実態がなくて相手に連絡をしても連絡がつかないと、そういった方々ばかりでございまして、いわゆる納付相談についてもできていないというようなことで、今までどちらかというずっと来ちゃったというのが実態でございまして、ここで一区切りをつけるということでの提訴でございまして御理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 本人へのアポイントメントというか、それについても試みてはいたということでございますけれど、一切反応がなかったというのが実態でございまして。よろしく願いします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 吉田仁君。

○8番（吉田 仁君） 今後ともこういった形態で、公が個人を、訴訟を起こすわけですけど、あんまり、今回の場合ここまで来て、今後ともこういう事例が出たときに裁判に頼るということもあるでしょうけど、やはり行政として、私らもできませんでしたが、その裁判に係る費用と取り立てる家賃の関係とか、その辺も微妙なところもあると思いますし、そういった姿勢をどういった形で今後進められるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今回の訴訟をさせていただく6名のように、単なる滞納というだけじゃなしに、もう明渡し手続をせずに本人がいなくなる、しかも家財がそのまま放置してあるということで、もしきちんとした手続の下で明渡ししていただければ、次の方が入っていただいて、また家賃収入も得ることができるというようなことで、町としてはその方がいなくなることによっての不利益というものは今後もずっと続いてくるという判断をいたしております。そう

いったことから今回提起をさせていただいたところでございます。

今後においても、そういった事例が発生した場合には、やはり裁判を通じて家財の処分とか明渡し請求等をさせていただいて、次に利用できるようにさせていただきたいと思いますが、単なる滞納ということであれば、これは面会をいたしまして家賃納付の指導等々、十分な努力をさせていただきたいというふうに思っていますので御理解賜りますようお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません。今の話を聞いておって思ったんですけど、例えば契約書を見たことないんであかんんですけど、契約書の中に例えば期間とか、貸す期間とかそういう終期とかはうたっていないんですかね。それがうたっていれば有効なんですけど、ずうっとということとこういう措置を取るということなんですね。

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 町営住宅の最初のときに契約といいますか請書ですね。それについての契約の期間というのはございません。ただ、基本的にはだからずっとになるんですけど、一応条例上は低所得者のあれですので、そういった所得の案件とか、そういうものが超えたら明け渡さなあかんとか、居住の要件が満たさなくなったら明け渡さなあかんとか、そういうことはうたってございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第74号 訴えの提起についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより議案第75号 訴えの提起についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより議案第76号 訴えの提起についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより議案第77号 訴えの提起についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第78号 訴えの提起についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第79号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第79号 関ヶ原町議会議員及び関ヶ原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第79号について御説明申し上げます。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国政選挙における選挙公営の単価が引き上げられたことにより所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたします。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

議案第79号の詳細説明をさせていただきます。

提案説明にもございましたが、本年4月に公職選挙法施行令の一部改正が行われまして、近年における物価の変動を鑑み、国政選挙における選挙公営の単価が引き上げられました。本件におきまして、本条例につきましても公営単価の改正を行うものでございます。

議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の7ページをお願いいたします。

第4条でございます。こちらは選挙運動用自動車の使用の関係でございますが、第2号、こちらは一般運送契約以外の契約の場合でございます。アの自動車借入れ契約につきまして、上限が1日「1万5,800円」だったものが300円引き上げられまして、1日「1万6,100円」へ改正をするものでございます。

次に、同じく第2号のイですが、こちらは燃料供給契約についてでございます。上限1日「7,560円」であったものが140円引き上げられ、1日「7,700円」へ改正するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第8条の関係でございます。こちらは選挙運動用のビラの作成の関係でございますが、1枚当たりの作成単価について上限「7円51銭」だったものが22銭引き上げられまして、「7円73銭」へ改正させていただくものでございます。

次に、第11条の関係でございます。こちらは選挙運動用のポスターの作成関係でございますが、作成単価の上限1枚当たり「525円6銭」であったものが「16円25銭」引き上げられまして、「541円31銭」へ、また企画費につきましても「31万500円」から5,750円を引き上げられまして、「31万6,250円」へ改正するものでございます。

それでは、議案書の14ページに戻っていただきまして、施行期日でございますが、公布の日からの施行とし、適用区分につきまして公布の日以後、その期日を告示される選挙に適用をするものと規定をしてございます。

御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第80号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第80号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第80号について御説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う人事院規則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

議案第80号について御説明をさせていただきます。

まずもって、本改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、妊娠、出産、育児等の仕事の両立支援を講じるため、育児休業の取得回数制限の緩和などの措置がされ、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を原則1回までとされておりましたが、改正により原則2回まで取得することができるようになり、さらに子の出生後8週以内に育児休業を2回まで取得が可能となりました。あわせて、非常勤職員に

つきましても緩和措置が適用されることを受けまして、本条例を改正させていただくものでございます。

では、議案資料の10ページからお願いをいたします。

非常に複雑になってございますが、まず第2条第3号中、改正前の「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかの該当するもの」に改め、同号ア中の括弧書きにおいて、「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日」を加えます。

次に「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イについては（ア）にその養育する子が1歳に達する日において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするものと、（イ）においてその任期の末日を育児休業の期間の末日としている場合であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするものに改め、同号ウについては削除をするものでございます。

次に、11ページになりますが、第2条の3についてでございます。

こちらは非常勤職員の育児休業の上限を1歳6か月を到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とする内容の改正となっております。

まず第3号中で、改正前の「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に改め、また改正前の「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改めるものでございます。

12ページ、改正前の同号イを同号ウとして、同号ア中の「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、また括弧書き内の「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改めます。同号アを同号イとして、同号アに「当該非常勤職員が当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」を新たに加え、また同号エとして「当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合」を加えております。

次に、第2条の4についてでございます。

12ページから13ページにかけております。

こちらにつきましても、非常勤職員の育児休業の上限を1歳6か月到達日とする要件につい

て、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とする改正内容となっております。

改正前の「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日、以下、次の各号」までを「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合」に改め、また「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業している場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改めさせていただき、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号に改め、第1号として「当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」を追加し、第4号においては「当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合」を追加するものです。

第2条の5については削除をいたしますが、後ほど第3条の2として新たに追加をしております。

次に、第3条関係でございますが、こちらは13ページから14ページにかけてでございます。

こちらは、現在任期を定めて採用された職員は、任期の末日を越えて育児休業をすることができず、任期の末日まで育児休業している場合は、任期の更新又は引き続いて採用がなされるときは、更新前の任期の末日又は引き続いての採用の日を育児休業の期間の初日として再度の育児休業をすることができる改正内容となっております。

第5号を削除させていただいて、第6号を第5号とします。

次に、第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同条6号として第8号中の「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期」に、また「非常勤職員」を「もの」にして、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に改め、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」とし、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とするものでございます。

次に、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を新たに第3条の2として57日間としております。

第11条関係では、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改めるものでございます。

附則におきまして、施行期日は令和4年10月1日として、第2条において経過措置を設けて

いる今回の改正内容となっております。

御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第81号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第81号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第81号について御説明申し上げます。

関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例において、施行期日に一部誤りがありましたので、改正させていただくものでございます。

なお、細部につきましては税務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 失礼いたします。

それでは、議案第81号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の20ページ、議案資料は15ページとなります。

今回の改正につきましては、先般の6月議会定例会におきまして議決をいただいた本条例におきまして、条文の一部で本来の施行日が令和5年1月1日であるべきものが令和6年1月1日施行になっていたため、条文を改めるものです。

資料の新旧対照表15ページをお願いいたします。

附則の第1条中のただし書中の「第2条の規定」の部分を「第2条（関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例（令和3年関ヶ原町条例第15条）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定」に改めまして、附則第2条第4項に限り、令和6年1月1日施行とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、今回の改正についての説明となります。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第82号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第82号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第82号について御説明申し上げます。

維持管理費の増額のため、令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金を6,747万6,000円から6,847万4,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第83号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第19、議案第83号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第83号について御説明申し上げます。

施設管理費の増額のため、令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を2億1,337万9,000円から2億2,757万4,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時49分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第20 議案第84号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第20、議案第84号 令和4年度関ケ原町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第84号について御説明申し上げます。

まずもって、このたびの職員の事務処理懈怠による高額介護合算療養費の支給対象者への勸奨通知書の未発送事案により、町民及び関係者の方々に大変御迷惑と御心配をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

未発送に伴い時効となりました給付金につきましては、本一般会計補正予算において計上させており、早期に給付させていただく体制を整えております。今後はチェック体制を強化し、環境整備に努め、職員一同町政の信頼回復に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議案第84号 令和4年度関ケ原町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

歳出の主な内容につきましては、原油価格の高騰により電力調整コストの上昇に伴う電気料金的大幅な値上げによる光熱水費の不足見込み分3,153万6,000円、また新型コロナウイルス感染症拡大に歯止めがかからない中、地域事業者への経済対策として町内の消費活性化を促進するため、また町民の方々の生活支援として全町民1人当たり1万円の地域応援商品券配付事業関連経費6,818万6,000円や、水道基本料金の免除4か月分1,600万円などの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業で8,639万5,000円、また新型コロナウイルスワクチン接種関連経費1,978万9,000円、障害児通所給付費の不足見込み2,100万円、高額介護合算療養費等未支給給付金360万円など、総額2億1,304万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億5,734万8,000円とする令和4年度関ケ原町一般会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明願います。

○企画政策課長（高木久之郎君） 議案第84号 令和4年度関ケ原町一般会計補正予算（第3号）について、詳細説明をさせていただきます。

初めに、歳出、議案31ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、財政管理費、財務会計システム改修委託料19万8,000円、決算統計において、地方単独事業の歳出区分の追加のために、財務会計システムのシステム改修を行うものでございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 同じく総務費の財産管理費でございます。

こちらの需用費でございますが、光熱水費につきましては、町長の提案説明にもございましたが、電気料金の大幅な値上げに伴いまして、本庁舎などの一般分やほか町施設の不足見込み分といたしまして883万3,000円、また修繕費におきましては、本庁舎の空調設備が7月下旬に故障いたしまして緊急修繕をさせていただきました修繕料51万7,000円を補正させていただくものでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 企画費、報償費10万2,000円、こども園などの公共施設の建設候補地について現在検討を進めておりますが、委員会を求め、広く意見を聞き、方向づけを図っていききたいというふうに考えております。旅費につきましては、委員会に出席される委員の方の旅費の補正でございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 次に、生活安全対策費でございます。こちらにつきまして、需用費の光熱水費でございますが、こちらにつきましても電気料の大幅な値上げに伴い、防災行政無線施設や、また街路灯等の電気料の不足見込み分で80万4,000円を補正させていただくものでございます。

続きまして、徴税費でございます。税務総務費の報酬の関係でございますが、固定資産評価審査委員会におきまして、年度当初1回の開催で予算計上させていただいておりましたが、このたび審査申出書等によりまして委員会の開催が増えました。不足見込み分として9,000円を補正させていただくものでございます。

○住民課長（西村克郎君） 戸籍住民基本台帳費でございます。マイナンバーカード普及促進のための経費で、職員手当等の16万5,000円は時間外勤務手当、需用費の17万円と備品購入費の29万5,000円は、窓口でのサービスとしまして顔写真を撮らせていただくためのカメラ、プリンター、パーティション等の備品、また写真用紙、プリンターインク及び啓発用の消耗品等でございます。マイナンバー関係の経費は国費10分の10でございますが、財源内訳の一般財源1万6,000円につきましては、戸籍システムに不足するハブの購入費でございます。

32ページをお願いいたします。

民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金360万円でございますが、後期高齢者医療等介護保険の高額介護合算給付費申請の勧奨通知の未発送により時効となった高額介護合算療養費等未支給給付金でございます。

扶助費180万円でございますが、6月にも補正をお願いいたしました。新たに障害者の自

立支援事業の補装具費購入の申請がございました。車椅子等4台分でございます。なお、財源は国2分の1、県4分の1でございます。

償還金利子及び割引料57万7,000円でございますが、令和3年度障害者自立支援給付費等負担金の事業費確定に伴う返還金でございます。

福祉医療費、償還金利子及び割引料481万5,000円でございますが、こちらも令和3年度県福祉医療助成事業補助金の事業費確定に伴う返還金でございます。

介護保険事業費の繰出金40万円でございますが、介護保険特別会計への繰出金40万円でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費の需用費の光熱水費106万6,000円でございますが、電気料金値上げに伴い、各保育園の電気料の不足分でございます。

扶助費2,100万円でございます。障害児通所給付事業でございますが、本年4月に放課後等デイサービス及び児童発達支援の施設が町内にオープンしたことによりまして、給付費が大幅に増となりました。当初の予算が不足する見込みのため補正をお願いするものでございます。なお、財源は国2分の1、県4分の1でございます。

償還金利子及び割引料27万9,000円でございますが、障害児入所給付費等負担金返還金14万9,000円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金返還金が10万円及び事務費補助金返還金3万円、それぞれ令和3年度の事業費確定に伴う返還金でございます。

児童福祉施設費の需用費87万1,000円でございますが、各保育園施設の老朽化に伴う修繕でございます。東保育園の園庭の門扉、職員用洗面の給水設備の修繕及び西保育園の園児が利用する出入口のドア修繕等でございます。よろしくお願いいたします。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 33ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、負担金補助及び交付金1,600万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により、12月分から3月分までの水道の基本料金を免除とするため、一般会計より水道会計へ補助金より支出するものでございます。

続きまして、衛生費、保健衛生費、予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種について、厚生労働省より令和4年秋以降、初回接種を完了した全ての住民を対象に、現在開発中のオミクロン株対応ワクチンによる追加接種を実施することを想定して準備を進めるようということで方向性が示されたことに伴いまして、速やかに実施できるよう必要経費を計上するものでございます。8月末現在、当町の初回接種完了者は約5,800人で、追加接種の対象となる5,800人に対し接種率およそ90%程度と見込み、各経費について積算しております。

まず需用費の消耗品費は、用紙代や手指消毒液、フェースシールドなどの感染予防対策費の購入に32万1,000円、印刷製本費は案内通知書用封筒代や接種券つき予診票の印刷代等により47万2,000円、役務費の通信運搬費は、接種券、予診票、案内通知等の郵便代に123万8,000円、

手数料は町外接種者を約600人ほどと見込み、国保連への支払い手数料として19万8,000円を計上しております。

続きまして、委託料の予防接種委託料は、今回の追加接種におきましても引き続き町内3医療機関による個別接種により実施する予定のため、各医療機関への接種委託料として合計1,736万円計上、また接種会場までのタクシー輸送、引き続きそれを実施したいため、初回接種時の実績により見込み、タクシー業者へ支払うワクチン接種者輸送業務委託料20万円とし、委託料合計で1,756万円計上させていただきます。

以上、オミクロン株対応ワクチンによる追加接種分として合計1,978万9,000円の追加補正となり、財源は補助率10分の10で国庫負担金が1,736万円、国庫補助金が242万9,000円の内訳となっております。

次に、償還金利子及び割引料の償還金につきましては、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種事業費確定に伴い、精算により接種対策事業費分の国庫負担金323万7,000円と、飛びますが、接種体制確保事業分の国庫補助金1,117万1,000円の合計1,440万8,000円を今年度において国へ返還しなければならないため補正計上し、また令和3年度の風疹抗体検査事業補助金につきましても、事業の確定に伴いまして返還が必要となるため、当初見込みより不足する額6万9,000円を今回の追加接種費用分と合わせて補正をさせていただきます。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 議案書33ページ、衛生費、保健衛生費、環境衛生費、負担金補助及び交付金の177万7,000円につきましては、今須地区でグランピング施設の計画があり、40人槽の合併浄化槽を設置する予定がございますので、この合併処理浄化槽に対する補助金でございます。なお、財源につきましては国県支出金で118万4,000円、一般財源で59万3,000円でございます。

続きまして、斎苑管理費、需用費の172万6,000円につきましては、電気料金の値上げに伴う斎苑の光熱費の不足分でございます。

続きまして、償還金利子及び割引料の12万円につきましては、旭ヶ丘墓地使用料の返還金3件分でございます。

続きまして、議案書の34ページ、衛生費、清掃費、塵芥処理費、需用費の5万2,000円につきましては、電気料の値上げに伴うストックヤードの光熱費の不足分でございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 続きまして、農林水産業費、農業費、農地費の繰出金99万8,000円は、今須農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

西田運動広場施設管理費の需用費1万6,000円は、街灯の電気料値上げ差額分でございます。

次の林業費、林業振興費の需用費9万円は、捕獲しました獣の一時保管用冷凍庫分の電気料差額分、林道費の負担金補助及び交付金の50万円は、町単林道事業補助金2件分を予算計上しておりましたが、さらに2件分の申請要望をいただいておりますので、その分の計上分ござ

います。

○地域振興課長（難波真哉君）　続きまして、35ページをお願いいたします。

商工費、商工費、商工業振興費6,958万6,000円の補正でございます。内訳として需用費90万6,000円、こちらは地域応援商品券事業における消耗品費16万3,000円並びに印刷製本費74万3,000円でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大下における地域事業者への経済対策として、町内の消費活性化を促進するために、11月1日時点における全町民に対し1万円分の商品券を無料配付するものでございます。その事業に係る消耗品や商品券の印刷代等でございます。

役務費128万円、こちら地域応援商品券事業における通信運搬費でございます、商品券の発送代等でございます。

負担金補助及び交付金6,740万円、地域応援商品券事業費補助金6,600万円、こちらは商品券1万円の全町民6,600人分でございます。

売上減少事業者等支援金140万円、こちらは令和3年11月から令和4年3月の期間において、いずれかの月の売上高が前年の月より30%以上減少した事業者に対して、国が事業復活支援金を支給しております。その支給を受けている事業者に対して町が上乘せして支援するもので、法人に対しては10万円、個人事業者に対しては5万円を一律して支給するものでございます。

当初予算において、法人が20者、個人が15者の計35者で275万円を見込みましたが、その見込みを上回り、法人が15者、個人が53者の計68者、415万円の見込みとなりましたので、その差額の140万円を増額補正するものでございます。

続きまして、観光施設整備費、遊歩道整備費、エコミュージアム関ヶ原管理費、グリーンウッド関ヶ原管理費の需用費、光熱水費それぞれ8万円、35万1,000円、90万円、55万円につきましては、電気代の高騰による増額補正でございます。

グリーンウッド関ヶ原管理費、工事請負費191万6,000円、こちらはグリーンウッド関ヶ原のフリーサイト内におけるトイレの新築工事費でございます。当初予算において1,529万円を計上しておりましたが、設置場所を当初計画から変更したことによる増額分でございます。当初はフリーサイト内にある現在と同じ場所で建て直す計画をしておりましたが、その場所は周辺敷地より比較的高い場所にありまして、トイレの設置場所としてはあまりふさわしくない場所でございますので、周辺敷地全体の配置も考慮させていただき、設置場所を道を挟んだ向かい側へ変更したものでございます。その変更に伴う電気設備や給排水設備工事費等の増額分でございます。

財源につきましては、商工費全体で国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが6,800万円、一般財源が538万3,000円を充当予定でございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君）　土木費の道路橋梁費、道路橋梁維持費の需用費213万8,000円に

つきましては、街灯の電気代の不足見込額、光熱水費でございますが87万8,000円、それから修繕料のほうでございます。これは野上地内におきまして、21号バイパスのカーブにあります町道ボックス内の照明が劣化によりほとんどが点灯できていない状況にあります。歩行時に危険ということでございますので、補正にて対応させていただく126万円でございます。

36ページをお願いいたします。

除雪対策費のところでございます。需用費164万4,000円のうち消耗品費53万1,000円は、今須地内の除雪委託業者の変更に伴いリース車両が必要となりますので、そのチェーン代でございます。

光熱水費111万3,000円につきましては、消雪装置の電気料値上げの差額不足分でございます。

下に行きまして、役務費の6万円は同じくリース車両の保険料、使用料及び賃借料253万2,000円は今須地内の除雪対応のため、追加で3台除雪車を借り上げる必要がございます。その費用でございます。

そして、負担金補助及び交付金の80万9,000円につきましては、町内除雪依頼業者が保有しております除雪車の固定費を補助する費用でございまして、例年どおりこちらも新型コロナウイルス対応補助金80万円を財源として支出をするというものでございます。

続きまして、都市計画費の繰出金1,419万5,000円は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

公園管理費の需用費65万5,000円は、桃配運動公園の電気料値上げ差額不足分、住宅費の住宅管理費の工事請負費30万円は、当初も同額の30万円を予算計上しておりましたが、そちらが支出済みでございますので、新規入居にも対応できるように同額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） 37ページをお願いいたします。

消防費の非常備消防費の需用費、光熱水費でございますが、こちららにつきましても電気料の値上げに伴う消防団車庫の電気料金が不足見込みでございますので、7,000円の補正をお願いするものでございます。

○教育課長（山田 勝君） 教育費、教育総務費、放課後児童クラブ費、需用費19万5,000円につきましては、放課後児童クラブの電気料金値上げに伴う補正でございます。

小学校費、学校管理費、需用費561万1,000円のうち495万6,000円につきましては、電気代値上げの不足分でございます。

修繕料65万5,000円につきましては、野上スクールバスが今須地内におきまして接触事故を起こしました関係で、そちらの修繕料の補正をお願いするものでございます。

中学校費、学校管理費、需用費の302万5,000円につきましては、電気料金値上げに伴う不足分でございます。

負担金補助及び交付金 3 万 8,000 円につきましては、関ヶ原中学校剣道部が東海大会に出場いたしましたので、それに伴う助成分の補正でございます。

38 ページをお願いいたします。

社会教育総務費、需用費 60 万 7,000 円につきましては、電気料金の値上げに伴うものが 4 万 5,000 円でございます。

○地域振興課長（難波真哉君） 修繕料の文化財保存事業 28 万円、こちらは東首塚にスダジイの木がございますが、先月その木の枝が折れて落下し、その下の玉垣を破損したため、その玉垣を修繕する費用でございます。

委託料 32 万 4,000 円、東首塚スダジイ危険木除去業務委託料、こちらは今説明しました東首塚のスダジイの木を樹木医に診断をしてもらったところ、腐朽等により危険な枝が何本かございましたので、その危険木を除去する費用でございます。

○教育課長（山田 勝君） 公民館費、需用費 109 万 6,000 円につきましては、電気料金値上げに伴う不足分の補正でございます。

○地域振興課長（難波真哉君） 歴史民俗学習館費及び不破関資料館費、需用費、光熱水費、40 万円、15 万円につきましても電気代の高騰による増額補正でございます。

○教育課長（山田 勝君） ふれあいセンター管理費、需用費 444 万 4,000 円のうち 416 万 2,000 円につきましては、電気料金の値上げに伴う不足分、修繕料 28 万 2,000 円につきましては、定期の消防設備の点検に伴う不具合箇所の修繕に必要な補正でございます。

続きまして、保健体育費、町民プール管理費、需用費 37 万 9,000 円につきましては電気料金値上げに伴う不足分、運動広場管理費につきましても、需用費 6,000 円は電気料金の値上げに伴う不足分でございます。以上でございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

29 ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費等負担金 90 万円、補装具等に係る 2 分の 1 の国負担分です。

障害児施設給付費等負担金 1,050 万円、障害児通所給付事業に係る 2 分の 1 の国負担分、衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 1,736 万円につきましては、新型コロナウイルス接種実施に係る国負担分でございます。

国庫補助金、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金 61 万 4,000 円については、マイナンバーカード交付に係る事務費の国庫補助金。

衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金 59 万 2,000 円につきましては、合併処理浄化槽設置事業事務補助金に係る 3 分の 1 の国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,200 万円につきましては、水道料金基本料金免除分、新型コロナウイルスワクチ

ン接種体制確保事業費補助金242万9,000円は、新型コロナウイルスワクチンの接種のために必要な体制の確保に、土木費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金80万円、除雪車両固定費支援事業費補助金に、商工費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,800万円については、地方応援商品券事業にそれぞれ充てるものでございます。

30ページをお願いいたします。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、障害者自立支援給付費等負担金45万円、補装具等に係る4分の1の県負担分、障害児施設給付費等負担金525万円につきましては、障害児通所給付事業に係る4分の1の県負担分でございます。

県補助金、衛生費県補助金、合併処理浄化槽設置整備事業補助金59万2,000円につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る3分の1の県の補助金でございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金9,290万6,000円を充当させていただきます。

雑入、町有自動車災害共済保険金65万5,000円、スクールバス修繕に係る保険金でございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 31ページの企画費で、公共施設建設候補地選定委員会委員報酬ですが、何人でどういうメンバーになるのかということと、現在この候補地選定についてのどこまで進んでいるかということと、今後のスケジュールをお伺いします。

それから33ページですが、オミクロン株対応のワクチンの準備ということで、私、3日に4回目のワクチンを打ったばかりなんです、また今後さらに打つということでしょうか。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 企画費の公共施設候補地選定委員会ですが、10名程度を想定しております。そのうち1名につきましては、マスタープラン策定に伴った学識者を想定しております。その他9名については、学識団体等から選出していきたいと思っております。

現在、業務そのものは候補地を4個ほど絞り、その中に比較検討表まで作っておって、ある程度のところまで事務的なものとしては進めておりますが、やはり町民の意見をどこかで反映させたほうがよりいい場所が選定できるということで、今回補正予算で上げさせていただきました。また、当然時期としては予算編成等、予算に間に合うような形でこの委員会の報告もし

たいというふうに思っております。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 結論から申しますと、4回目接種を終えた方も次5回目ということになります。

今回国のほうから準備を進めるということで、速やかに実施できるよう補正を上げさせていただきましたが、まだ具体的な実施につきまして詳細の説明がなくて、今週中にまた自治体向けに説明があるかと思いますが、そのときにははっきり分かりますと思いますが、接種間隔というか、4回目を打ってから3か月になるのか5か月になるのか、その辺もまだ示されておられませんので、4回目接種された方もその接種期間を置きまして5回目というか、オミクロン対応のワクチン接種を希望される方は接種していただくということになると思いますのでよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 2点お願いします。

1点目は公共施設の光熱費の関係で、総トータルが今回の補正では3,153万6,000円という巨額になっておりまして、この電気代はこれからも値上げなり高水準が続くと思うんですね。例えば、今回の電気代の値上げの主要な要因が原油高とか、円安だとか、ウクライナにおける戦争というものもあって近々に解決するという状況とは思えませんので、この電気代の値上げは当然続くと見なければならないと思うんですね。

全ての公共施設に関係するわけですから、年間の光熱費からすると相当な額になりますよね。ということを踏まえて、質問したいのは、町内公共施設のLED化ですね、照明器具の。これについてどのように今後進められるのか。順次予算をつけながら進められるということは承知していますけれども、こういう状況でありますから、そのLED化については少し速度を速めるとするか、スケジュールを早めながらもやっていく必要があるのではないかと思いますので、考え方を伺いたいと思います。

それから2点目、32ページにも補正予算であります340万円の関係であります。

これは人間ですから、なかなかミス避けるということは物理的には難しい部分があるんです。私も経験がありましたけど、したがって当該の職員個人を処分して終わりとか、担当課長を処分して終わりということでは駄目だと思うんですね。やはりこの間違いだとか、うっかりミスというものは誰だって起こるわけですよ。だからこそ、人間とはそういうものですよ。だからいいというわけではありませんけれども、だからそのミスを大きくしないような、あるいは影響力を最小にするためにはやっぱりミスをしないようなチェックシートを作るとか、課なり、あるいは職場でどのようなミスチェックをしているのかということは問われるわけであ

ります。

質問したいことは、今後このようなミスを防ぐためにそれぞれ課ではどのような対応をされているのか、しようとしているのかについて伺いたいと思います。以上です。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） ちょっと最初のＬＥＤのほうの話でございますけれども、今どの程度が、また電気代をようけ食うものが残っているかという確認はちょっとしていませんのであれですけれども、例えばこの外にある街路灯、これなんかは非常に電気を食うやつやろうなあというのは分かりますので、こういったものについてはできる限り財源等の確保を図りまして更新をさせていただきたいと思っております。

また、ほかの施設等についても、今まで体育館であるとか、そういった施設についてはもう順次ＬＥＤ化を進めさせていただいておりますので、あとどれだけ残っているか等調査をさせていただいて、そしてその上でどれから進めるかということも検討しながらやらせていただきたいというふうに思っていますので、また御理解をいただきたいと思っております。

もう一つの事務処理の確認の関係ですけれども、ある程度各担当者、当然十分やらなあかんということを理解しながら事務処理はやっていただいておりますし、担当課においてもそれぞれの課長、また上司等が絶えずどんだけの仕事が残っているとか、そういったことについては、私のほうからも定期的に年度末が近づいたころには残務処理がどれだけあるとか、そういう確認をしろということは今までも指示をして、確認するようにさせていただいているところでございます。

今回の件につきましても、一応忘れておって全然頭になかったというんだったら、これは今御指摘のようにやむを得ないことかなということもありますけれども、やらなあかんとか分かっていたというようなことから、今回はちょっと懲罰というような対象にさせていただいたということでございます。

今後やはり、どれだけの事務量があってどうだということについては、担当が替わることもありますけれども、前年の事務等々で確認をさせていただきながらどれだけの事業がやっていないか、また予算書等どれだけの支出が残っているかということについては、毎年年度末が近づいた段階でチェックをしておりますので、多くの金額が残っている事業については再度精密に調査をさせていただいて、確認を進めさせていただきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 了解しましたけれども、大変失礼な言い方をするかもしれませんが、最近ちょっとミスが多いんじゃないですか、役場の中にも。今日も2件ありましたよね。

ささいな微細なことかもしれませんが、ハインリッヒの法則というのがありますよね、御存じのように。小さな1つのミスを見過ごすことによって大きな事故につながると、これは安全、フェールセーフの原則にもなっているんですけども、そういう点ではやっぱり小さいミスをそのままにせず、やっぱりそこにある遠因とか要因だとか、対策についていま一度役場全体の中で気を引き締めて業務に当たっていただきたいということをお願いします。

○議長（子安健司君） 答弁は必要ですか。

○7番（楠 達男君） いいです。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、私も2つばかりですけど、先ほど言われた電気料金の関係なんですけど、見てみますと、当初の予算に対して倍以上のところもあれば、本当に微々たる数字のところもあるんですね。これの一応何か要因とか、そういう理由とかを聞きたいということと、それから衛生費の今の水道の補助の関係なんですけど、前は8月から12月に2,100万円、月400万円ですね。今回もこれは12月から3月ということで4か月分ということは、この国庫支出金が1,200万円で、一財が400万円、この一財の400万円というのは実際にこの補助金じゃなくて税金から払うということですかね。いわゆるこれを何で4か月にしたのか、3か月にしなかったのかという理由です。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） まず電気料の関係ですが、高压と低压がございます。それで高压のほうは約2倍近い高騰、あと低压ですと当町は岐阜電力と関西電力、あとマンホール系なんかは中部電力とかあるんですけども、その辺りでは1.5倍ぐらいというようなことで、まず低压のものなのか高压の施設なのかによっても非常に大きく変わってまいりますので、若干その辺の差は出てくるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 水道事業への補助金、おっしゃるとおり400万円は一般財源でということです。

まず12月からというのは、地域応援商品券と同じような同時期に始めることによって家計の負担を少しでも抑えさせていただきたいという思いと、2月で終わるか3月で終わるかという形になると、当然3月までやらせていただいたほうが家計の負担等により一層いいかということと、積算の中でまだ使われていない、補正予算等で計上していない部分が新型コロナウイルス感染症拡大協力事業について、これが幾らになるか分からないことによって、その一般財源分が左右されるということもありますので、そういったことを総合的に勘案し、4か月分にさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 前回と同じ回答で、いわゆる実績に基づいて余るかも分からないということで、前回にも余分に見たと僕は聞きました、回答としていただきました。これは確実に400万円要るんですよね、毎月絶対にこれは必ず要る数字ですよね、基本料金ですからね。そういう場合のこれは、一財はちょっとおかしいんじゃないかなあと僕は思うんですけど、いわゆるコロナのためにこの一財を使うのやったら、もっとやっぱり違うほうに使ったほうがいいんじゃないかと思っていましたので、そういう質問をしました。

○議長（子安健司君） 答弁は必要ですか。

○2番（谷口輝男君） いいです。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 35ページの地域応援商品券ですが、これはいつから使えるようなことになるんでしょうかということと、その下の売上減少事業者等支援金、6月の補正で個人で15者と言ってみえたんでしたっけ。そのとき、私はこんな人数は少ないんじゃないかという質問をさせてもらったんですけど、その後増えたということで、その辺の経過をお伺いしたいのと、いつ支給していただけるのかを伺います。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長（難波真哉君） まず地域応援商品券が利用できる期間についてでございますけれども、基本的には11月1日時点の方に商品券をお配りするということで、今のところの予定は、12月10日前後から2月末までの期間が利用できるということで計画を進めております。

2点目の売上減少事業者等の支援金でございますが、当初予算においては法人が20で、個人事業者が15で35者を見込んでおりました。これは商工会のほうにある程度情報がありましたので35者を見込んだんですけども、実質は法人が15で、個人事業者が53で計68の事業者となりましたので、現在、もう国の事業復活支援金が支給されておまして、この町の補助要綱を進めておりますので、申請や請求を先日ぐらいからもう受け付けておりますので、現在受付中でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） この減少事業の申請をしてもらっているということですね。

申請してから支給までどのぐらいなのでしょう。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長（難波真哉君） 補助金の申請をしていただきましたら速やかに町のほうで交付決定をさせていただいて、請求書を頂き支払いという事務になりますので、今回68者を見込んでおりますので、一件一件その事務を進めるのではなくて、ある程度まとまった時点でお支払いをしていきたいなあというふうに考えております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 高木博之君。

○1 番（高木博之君） すみません、1点だけでございますが、34ページでございます。林道費の補助金ですね。あまり皆さん山のほうには関心がない方がたくさん見えると思いますが、この2件分、これはどのような状況、保育ですか伐採とか、林道の場所等分かればですね。

あとこの申請される方はどんな方というか、関心がどの程度やるかとちょっと分かればお願いいたします。

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

現在出ておりますのが、今須の中挟西股、それから松尾地区ですね、例年やっていたらと思いますけど、そちらのほうです。あと現在山中地区と今須の北山地区からの申請要望があるということでございます。

工事の内容というのはちょっとごめんなさい、あまり把握はしていませんが、維持管理のやつもあれば新設の部分もあるのではないかなあということでございます。お願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかは質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第85号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第21、議案第85号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第85号について御説明申し上げます。

歳出に、制度改正に伴う国保データベースシステムの改修委託料16万5,000円及び電気料金の値上げに伴う光熱水費の不足見込み分97万2,000円、また令和3年度事業費確定に伴う保険給付費等交付金返還金534万円、合わせて総額647万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,559万7,000円とする令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補

正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたします。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

それでは、議案第85号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

初めに、43ページの歳出をお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の委託料16万5,000円でございますが、制度改正に伴うシステム改修委託で、財源は県支出金10分の10でございます。

保健事業費、保健福祉総合施設事業費、施設管理費の需用費、光熱水費の97万2,000円でございますが、電気料金値上げに伴うやすらぎの電気料の不足分でございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金利子及び割引料534万円でございますが、令和3年度の保険給付費交付金等の確定に伴う返還金でございます。

戻っていただきまして、42ページの歳入をお願いいたします。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金でございますが、システム改修及び光熱水費の補正分として113万7,000円、繰越金534万円は保険給付費等交付金等の返還金の財源として充当をさせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第86号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第22、議案第86号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第86号について御説明を申し上げます。

歳出に、電気料の大幅な値上げによる光熱水費の不足見込み分678万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,393万8,000円とする令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 47ページの歳入の雑入なんですけど、雑入と書いてあるんですけど、雑入とは何ですか。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 失礼いたします。

雑入というのは、今診療所施設内の3階において介護サービス事業、看多機と訪問看護ステーションがありますので、この光熱水費、電気代につきまして、面積案分により介護サービス事業会計より負担金としていただく分でございます。

○議長（子安健司君） よろしいですか。

○2番（谷口輝男君） いいです。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第87号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第23、議案第87号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第87号について御説明申し上げます。

歳出に、高額医療合算介護サービス費や令和3年度の事業費確定に伴う精算による返還金など5,249万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,575万1,000円とする令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第87号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

初めに、54ページの歳出をお願いいたします。

保険給付費、高額医療合算介護サービス等費の負担金補助及び交付金320万円でございますが、今年度分の不足見込み分50万円及び昨年度分の270万円、合わせて320万円でございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、第1号被保険者保険料還付金の償還金利子及び割引料7万2,000円でございますが、過年度における第1号被保険者——年金特徴の方でございますが——の死亡者、また所得段階の変更等による還付金の不足分でございます。

償還金の償還金利子及び割引料4,922万6,000円でございますが、令和3年度の介護給付費及び地域支援事業費の事業費確定に伴う国・県等への返還金でございます。なお、多額の返還となりましたことにつきましては、令和元年度以降、国の方針としまして一律的な変更交付申請を行わず、原則として実績報告による精算の際に返還または追加交付を行うこととされておりますためでございます。

戻っていただきまして、52ページの歳入でございます。

保険料の73万6,000円から53ページの中ほどの繰入金40万円でございますが、歳出の高額医療合算介護サービス費を各負担割合によりまして補正をさせていただいております。

繰越金、前年度繰越金4,929万8,000円でございますが、歳出の償還金及び返還金の財源として充当をさせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第88号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第24、議案第88号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第88号について御説明申し上げます。

歳出に、電気料の大幅な値上げによる光熱水費の不足見込み分105万円や、施設利用負担金148万3,000円など334万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,854万7,000円とする令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては診療所介護事業課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 議案第88号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の58ページをお願いいたします。

歳出から御説明させていただきます。

総務費、施設管理費、一般管理費の需用費105万円につきましては、電気料金の値上げにより今後の不足額を見込み、やすらぎ施設の1階の使用分として増額補正させていただくものになります。

次に、サービス事業費、居宅サービス事業費のヘルパーステーション事業費、職員手当等11万1,000円につきましては、会計年度任用職員のパートタイム職員1名分の期末手当として補正させていただくものです。

次に、訪問看護ステーション事業費の負担金補助及び交付金の4万3,000円と、看護小規模多機能型居宅介護事業費の負担金補助及び交付金の144万円につきましては、関ヶ原診療所の施設利用負担金になりますが、こちらも電気料、ガス料金等の値上げにより光熱水費の不足見込額として増額補正させていただくものになります。

また、看護小規模多機能型居宅介護事業費の職員手当等の70万円につきましては、夜間勤務手当の不足額を補正させていただくものになりますが、当初予算において、本来であれば深夜業務の勤務時間として、午後10時から翌日の午後5時までの休息时间1時間を除く6時間で計上する必要がございましたが1時間として計上しており、9月以降の勤務に係る不足額として補正させていただくものになります。

歳入につきましては、前年度繰越金により334万4,000円を充てさせていただいております。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第89号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第25、議案第89号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第89号について御説明申し上げます。

歳出に、電気料金の大幅な値上げによる光熱水費の不足見込み分141万4,000円、また新規加

入に伴う取付管設備工事費60万円、合わせて201万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,603万5,000円とする令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 失礼します。

議案第89号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の63ページをお願いいたします。

初めに、歳出より御説明申し上げます。

管理費、維持管理費、需用費の141万4,000円ですが、電気料金の値上げに伴う処理場及びマンホールポンプの光熱水費不足分でございます。

次に、工事請負費60万円につきましては、取付管設備工事1件分の工事費となります。

続きまして歳入、議案書の62ページをお願いいたします。

分担金及び負担金の加入納付金より22万円、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金より99万8,000円、繰越金、前年度繰越金より19万6,000円、工事費収入、取付管設備工事収入より60万円を充ててでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第90号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第26、議案第90号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第90号につきまして御説明申し上げます。

歳出に、電気料金の大幅な値上げによる光熱水費の不足見込み分559万円、マンホールポンプ故障に伴う設備工事費860万5,000円、合計1,419万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億661万4,000円とする令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 議案第90号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の67ページをお願いいたします。

まず初めに、歳出より御説明申し上げます。

公共下水道費、公共下水道施設管理費、需用費の559万円ですが、電気料金の値上げに伴う浄化センター及びマンホールポンプの光熱水費の不足分でございます。

続きまして、工事請負費860万5,000円につきましては、野上地内に設置してあります野上3号マンホールポンプのナンバー1号及び野上4号マンホールポンプのナンバー1号におきまして汚水ポンプに故障が発生したため、それぞれ取替えを行うものでございます。

続きまして、同じく議案書67ページの歳入につきまして説明させていただきます。

歳入につきましては、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金より1,419万5,000円を充ててございます。

よろしく御審議のほうお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、今回ですが、予算で補正に上がってくると思っていたんですが、当初予算に繰越金が150万円見てあります。決算書を頂きました。72万1,098円しかございません。これは歳入欠陥ですよ。既にもうこれは確定しているわけですよ。例えば1つであれば充当できないわけですよ、もう既に。いわゆる収支バランスがはや崩れているわけですよ、実際に、分かりますか。

それで何でやというと、そういうときには補填するのが当たり前でしょう、次の歳入を。令和2年のときに介護サービスで僕が指摘したんですけど、三千何百万円の繰越金を見ていて欠陥が起きたんです。もう6月の時点でそれを処理する行為を行っております、補正を行っております、分かりますか。これはもう既に起きていることに対して、実績に合わせて補正するのが当たり前じゃないんですかね、思いませんか。

町長どう思われますか、町長に聞きます。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） その件につきましては、私も決算書が出てきた段階で確認をいたしました。一体どうということやというような話にはなりました。今御指摘のとおりでございます。

この関係補正予算等々につきましては、当然その時点でやるべきことではあるかと思いますが、まだ残の予算があるというようなことから今回にさせていただいたところもございますので、そういった事務処理、現金がどうしても回らないという状況であれば、その時点でどうしてもやらなきゃ回りませんが、まだ当初予算の段階でできていたというようなことから機会があるときに繰り越させていただいた、繰越しというか機会を設けさせていただいたということでございます。

こういった決算の収支見込みが間違っていたとか、甘かったというようなことは、今後也十分注意しながら予算編成に努めたいと思いますので、またその点につきましてはよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 町長ね、この予算とか財政のことを知ってみえると思うんですよ、言い方は悪いですけど、分かってみえますか。あのね、これはいわゆる欠陥が起きている。要するに、その時点でもう今の時点で収支バランスが崩れているんですよ。それは、もう一つちょっと言いにくいんですけど、担当課も財政も、何か町長にちゃんと査定させていただいたそうなんです。それを町長がほかっておけばいいというような、ほかっておけばいいというのはちょっと言い方が悪いです、すみません。そのようなことを言ったというのをちらっと耳にしたものでそんなことでいいのかなと、町長がそんなことをしておって、ほかのことに関してもそれが影響してくるんじゃないかなという部分がありましたんで、僕は今本当に、言いたくないんですけど、ここまで言わせていただきます。

僕やったら、例えば今度の議案その2の補正で出すか、それぐらいの意気込みを出してほしいなあと思いますけど、町長どうですか。

○議長（子安健司君） いいですか、副町長で。

○2番（谷口輝男君） 町長です、町長に聞いているんです。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今先ほども答弁させていただいたとおり、確かに帳面づらの決算については不足分が出ておるということで、これは誠に申し訳ないというふうに思っておりますが、現実には金が回っていないわけではないというのも先ほど申し上げたとおりでございます。

それは、理屈だけで会計が全て動いておるんだったら確かにいかんというふうには思いますが、中で回れる範囲の中で適正な時期に調整をさせていただくことも、それは可能であるかというふうに私の判断でさせていただいたところですよ。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） あかね、町長。これ、企業会計とかね、現金主義じゃないんですよ、予算主義なんですよ、ここは予算主義なんですよ、あくまでも、分かっていますか。金が回るんじゃないってそういう問題じゃないんですよ、予算主義なんですよ。予算に基づいて全て動くんですよ。金があります、今使います、行きます、そんな考え方、財政や予算のその仕組みとか、財政というのを分かっていますか、本当に。そんなもん金がない、そんなら例えばですよ、1つのことしかなかったら、この金が入ってこうへんでこれは払えないでしょう、1つのものやったら。分かりますか、1円足らなくても払えないんでしょう、このことが。予算ですよ、あくまでもこれは僕は予算のことを言っているんですよ、そんな現金の話なんてしていませんよ。そんな考え方ですか。

そんなことやったらね、こんなもん絶対に決算が出てきたときに処理すべきなんですよ、当たり前でしょう、こんなもん。確定しているんですよ、もう繰越金として、それが欠陥が起きているんですよ。これからの動くことに対してなら歳入が減っていくかどうか分からない部分に関してはいいですよ、少なくとも何でも。そんな考え方で町長はおるんですか。予算主義って分かっている、町長の裁量でできる将来のことはいいですよ、でももう結果が出ていることに対して処理していくのは当然のことでしょう。処理できないんですか、あなは。ええわ、話にならん。

○議長（子安健司君） 藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） 谷口議員がおっしゃるのは、予算編成上のやり方としては、財政法でも書いてありますが正論だと思います。

それで、繰越金だけではなく、歳入の予算を組むときに見通し誤りだと想定がついたら、速やかに補正予算を組んで支出を抑えるというのが原則です。ですが、この公共下水については繰越金150万円を当初見とおって約七十何万円足りないというのは、決算の数字を見たら明らかで、その時点でそれは補正してやりたいんですが、そんなときは減額補正にほとんどなって、事業も抑制して減額しなければならないというのがベターな姿です。収入がないのですから支出を抑えるというのが原則です。

ですが、そんなことをしたら下水道の事業が回らないのでどうするかという考えたときに、下水は特別会計であって一般会計でない、特別会計の中で本当は一般会計から繰入れをもらわずに運営していくというのが原則だと思っています。

今回考えるに当たって、一般会計の繰入れを繰越分70万円が不足するので、その分を一般会計から繰り入れて補填しようという補正の仕方しかできないと思います、事業をしていくには。

ただ、今回一般会計の繰入れの補正を確かにやっていますが、この補正については特に光熱水費の予測でもってやっているわけですので、原則それはすぐ6月にやればいいんですけど、今後繰り入れているという状況からしたら光熱水費の想定も考えてやらなければいけないので、

9月に議会で決算認定を受けていただいた後、9月から12月の分と12月以降の光熱水費も想定しながら繰入額を幾らにするかということを考えるために、ちょっと見合わせたということで勘弁していただきたいです。でないと地方交付税も確定しないのに、大体見通しが甘いんで補正減するかといったら、そういうわけではないと思います。地方交付税が足らなくなったら基金を取り崩したり、そういう手法もしていますので、6月に速やかにやれと言われるよりは年度内にはきちっとやればいいことで、もしこれが歳入欠陥が起きれば一時借入とかして、そういう借金を翌年度に回すとか、そういう財政運営について懸念を持たれるから、きちっと歳入欠陥が、及ぼすなら補正しなさいというのが原則だと思うんですが、時期がちょっと遅れましたが、12月ぐらいには補正予算で上げさせてもらいたいと思います。

予算編成上、予算主義というのは分かりますけど、予算主義だから6月にきちっとやりなさいという原則はありますけど、年度内中にきちっと予算が完結すれば最悪いいのかなという考えでありますので、その辺御理解のほどよろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、長くなりますけど今の副町長の言うように、特別会計はあくまでも一般会計から金をもらってやっておるわけですよ。この繰越金自体も精算するべきであって、繰越金自体の予算も最近150万円まで増えてきているんです。前は100万円とか少なかったんですけど、増えてきているんです。特別会計を精算するぐらいの会計であるんですよね。その中で一般会計からもらっておって何百万円、何千万円という繰越金をつくっていること自体もおかしいんですけれども、この繰越金をゼロにしたらどうするんですか。ゼロにしたほうがこういう場合はいいんじゃないかなあと、そういうふうに言うんならですよ、要は一般会計からもらっておってそういうシステムなら、そういうふうにするのが本当なんでしょうけれども、もういいです。12月にでもやってください。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第91号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第27、議案第91号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第91号について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による経済的な負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道基本料金を4か月免除させていただく支援対策や、原油価格の高騰により、電力調整コストの上昇に伴う電気料金の大幅な値上げによる動力費への不足見込み分を補正する令和4年度関ヶ原町水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 失礼します。

議案第91号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の70ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入について説明させていただきます。

こちらは新型コロナウイルス感染症の経済的負担軽減対策としまして、町内の上水道を給水している全ての世帯、事業者 ―― 今回は官公署は除かせていただきます ―― を対象といたしまして、令和4年12月請求分から令和5年3月請求分の4か月分の上水道基本料金を免除するための補正をさせていただくものでございます。

内訳としましては、水道事業収益、営業収益、給水収益を1,600万円減額し、営業外収益としまして他会計補助金、一般会計繰入金として1,600万円を充ててでございます。

続きまして、支出ですが、電気料金の値上げに伴い不足する費用、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費で987万8,000円及び配水及び給水費で44万5,000円の補正をさせていただくものでございます。

原水及び浄水費は各浄水場の動力費としまして987万8,000円、配水及び給水費としては、光熱水費としまして2万円、加圧ポンプ場の動力費としまして42万5,000円となっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時29分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第28 報告第7号について（提案説明・質疑）

日程第29 議案第92号から日程第37 議案第100号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（子安健司君） 日程第28、報告第7号 令和3年度関ヶ原の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから日程第37、議案第100号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ただいま一括上程されました報告第7号及び議案第92号から議案第100号の決算関連につきまして御説明申し上げます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化判断比率と資金不足比率を報告するとともに、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度一般会計及び各特別会計決算並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、企業会計決算をそれぞれ監査委員の審査意見を付して議会の認定を求めるものであります。御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、主要事業の成果につきましては、お手元に配付の令和3年度主要施策の成果及び決算分析表をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、報告第7号の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率についてはカウントされませんでした。実質公債費比率は10.5%、将来負担比率は31.5%となり、資金不足比率につきましては各会計ともカウントされませんでした。

次に、議案第92号から議案第100号の決算認定についてであります。

令和3年度の一般会計の決算規模は、歳入46億4,515万7,000円、歳出42億5,804万6,000円となったところであります。これを令和2年度と比較いたしますと、歳入は3億9,981万3,000円の減、歳出は5億2,238万6,000円の減となりましたが、内容的には新型コロナウイルス感染症対策として、国が実施した特別定額給付金事業の終了による減によるものです。

実質収支といたしましては、3億8,132万4,000円の黒字決算となったところであります。性質別に見ると、扶助費、公債費、維持補修費、積立金が増加し、人件費、普通建設事業費、物件費、補助費等、繰出金が減少するという結果となりました。

今後の地方財政は、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の減少が長期化する可能性もあり、ますます厳しい状況になると思われ、一層の行財政の簡素効率化、経常経費の節減、合理化を図るとともに、事業の重要性・緊急性に配慮しながら、健全財政を維持するため、一層の努力が必要であると思っておりますので、引き続き御理解賜りますようお願いいたします。

次に、7つの特別会計については、歳入総額は34億1,596万4,000円、歳出総額31億5,911万円となり、令和2年度と比較して歳入が1億2,210万円の増、歳出が4,318万2,000円の増となりました。

歳出の増加の主な要因は、国民健康保険特別会計（事業勘定）において、保険加入者に要した医療費の増、介護サービス事業特別会計において、看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設に伴う事業費の増等によるものです。

また、企業会計の水道事業会計の収益的収支では、営業収益1億6,023万3,000円に対し、営業費用は1億8,528万1,000円で、営業損失は2,504万8,000円。営業外収支では、営業外収益2,255万5,000円に対し、営業外費用は945万9,000円となり、営業外利益は1,309万6,000円となりました。

また、特別利益として、その他特別利益と長期前受金戻入の341万6,000円の収益がありましたが、当年度純損失が853万6,000円となり、前年度に引き続き赤字決算となりました。

資本的支出としては、安定的な供給対策のため、建設改良費として野上地内及び宝有地内老朽管布設替工事、藤古川浄水場送配水ポンプ電動弁取替工事など2,872万6,000円を要したところであります。

以上をもちまして、一括上程されました令和3年度各会計決算の提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

なお、一般会計の令和3年度財政状況につきましては、この後企画政策課長から説明をさせていただきます。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは、私のほうから、令和3年度一般会計の財政状況について説明をさせていただきます。

最初に議案書74ページをお願いいたします。

令和3年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、先ほど町長が申し上げましたように、健全化判断比率の実質赤字比率が実質赤字でないためカウントされませんでした。

自治体の実質的な公債費による財政負担の状況を客観的に示す指標である実質公債費比率については、昨年度より0.5%減少し、10.5%となりました。

将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担比率は20.2%減少し、31.5%となりました。比率減少の主な要因は、標準財政規模の増、基金残高の増などによるものでございます。

資金不足比率につきまして、公営企業会計の各会計とも資金不足が発生しなかったためカウントされませんでした。

続きまして、令和３年度主要施策の成果及び決算分析表、別冊ですが、15ページをお願いいたします。

決算状況の推移をまとめた表ですが一番右の欄、令和３年度を御覧いただければと思います。

一番右の欄、令和３年度の一般会計決算ですが、歳入は46億4,515万7,000円、歳出が42億5,804万6,000円となりました。歳入歳出とも前年度より減額の決算額となりました。

実質収支額は、３億8,132万4,000円の黒字決算となり、その額は前年度より１億3,652万5,000円の増となりました。

当年度は財政調整基金に積立てを１億1,006万3,000円行い、財政調整基金の取崩しを行わなかったため、実質単年度収支は２億4,658万8,000円の黒字となりました。

標準財政規模は、地方公共団体の経常一般財源の規模を表すもので、前年度より増となり30億6,355万8,000円となりました。

基金残高につきまして、財政調整基金４億1,802万4,000円、減債基金３億9,849万5,000円、その他特定目的基金を合わせた合計14億1,016万2,000円となっております。また、地方債残高は36億6,360万9,000円です。

16ページは、一般会計のほか特別会計、企業会計の地方債残高となっております。

次に、18ページですが、本町の令和３年度の主な財政指数でございますが、財政力指数が0.500、実質収支比率が12.4%、経常収支比率、財政構造の弾力性を示すもので低いほどいいわけですが79.9%、実質公債費比率が10.5%、将来負担比率が31.5%、財調比率が13.6%となりました。

その他の決算状況の概要ですが、13ページ、14ページは文章で、15ページ以降は表で表し、19ページ以降はそれぞれの目的に沿って分類し、各年度の推移を表しております。

以上、簡単ではございますが、財政状況の説明とさせていただきます。

○議長（子安健司君）　ここで監査委員から審査結果の報告を求めます。

監査委員　吉田仁君。

○監査委員（吉田　仁君）　それでは、御指名を受けましたので、決算の審査結果について御報告させていただきます。

令和３年度一般会計、特別会計、水道事業会計の決算審査及び基金運用状況の審査につきましては、去る８月10日に会計管理者、各課課長、関係職員同席の下、早野代表監査委員と共に、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等を関係諸帳簿と照合いたしまして審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計とも関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認め、かつ予算の執行状況につきましても適正であることを認めましたので、ここに御報告を申し上げます。

○議長（子安健司君） これより報告第7号 令和3年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第7号の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。日程第29、議案第92号から日程第37、議案第100号までにつきましては、決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第100号までにつきましては、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

なお、会期中の審査とし、最終日に採決いたしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ここでお諮りいたします。議案第92号から議案第100号までは、決算審査特別委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時46分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に楠達男君、副委員長に谷口輝男君が選任されましたので、御報告をいたします。

なお、決算審査の日時は、9月13日火曜日午前9時から及び9月14日水曜日午前11時から開催されることに決められましたので、御報告をいたします。

日程第38 請願第1号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第38、請願第1号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願についてを議題とします。

この請願につきましては、総務民生常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長 楠達男君。

○総務民生常任委員会委員長（楠 達男君） それでは、お許しをいただきましたので、総務民生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る令和4年7月29日金曜日、午前11時50分より役場大会議室において、8名の委員全員の出席により開催をいたしました。

なお、職務のための出席者は関東議会事務局長、小寺書記で、傍聴者及び会議事件説明のための出席者はございませんでした。

会議結果の趣旨を申し上げます。

本委員会に付託され、継続審査となっておりました請願第1号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願について、各委員の意見を聴取し審議を重ねた後、採決を行ったところ、当委員会としては全会一致で採択との結論に達し、午前12時に閉会をいたしました。

以上、総務民生常任委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れがございましたら他の出席委員からの補足説明をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（子安健司君） これより委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり採択と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり採択と決しました。

散会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日7日から20日までの14日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日7日から20日までの14日間は休会することに決しました。

来る9月21日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは13日の午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時48分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 吉 田 仁

会議録署名議員 高 木 博 之